

ノンステップバス導入促進施策

参考資料

1. ノンステップバスに対する支援措置

(1) 15年度予算

国費

公共交通移動円滑化事業 1,448 百万円（前年度 1,427 百万円）

注：ノンステップバスの購入補助は上記予算の内数である。

地方バス路線維持対策事業及びバス利用促進総合対策事業においてもノンステップバスの購入に対する補助を行っている。

(2) 事業（経費）の概要

バス事業者の行うノンステップバスの導入等に対し、経費の一部を補助する。

(3) 整備目標

全体目標：平成22年度までに乗合バス総車両数の20～25%をノンステップバスとする。

(4) その他

ノンステップバス等の取得に係る特別償却

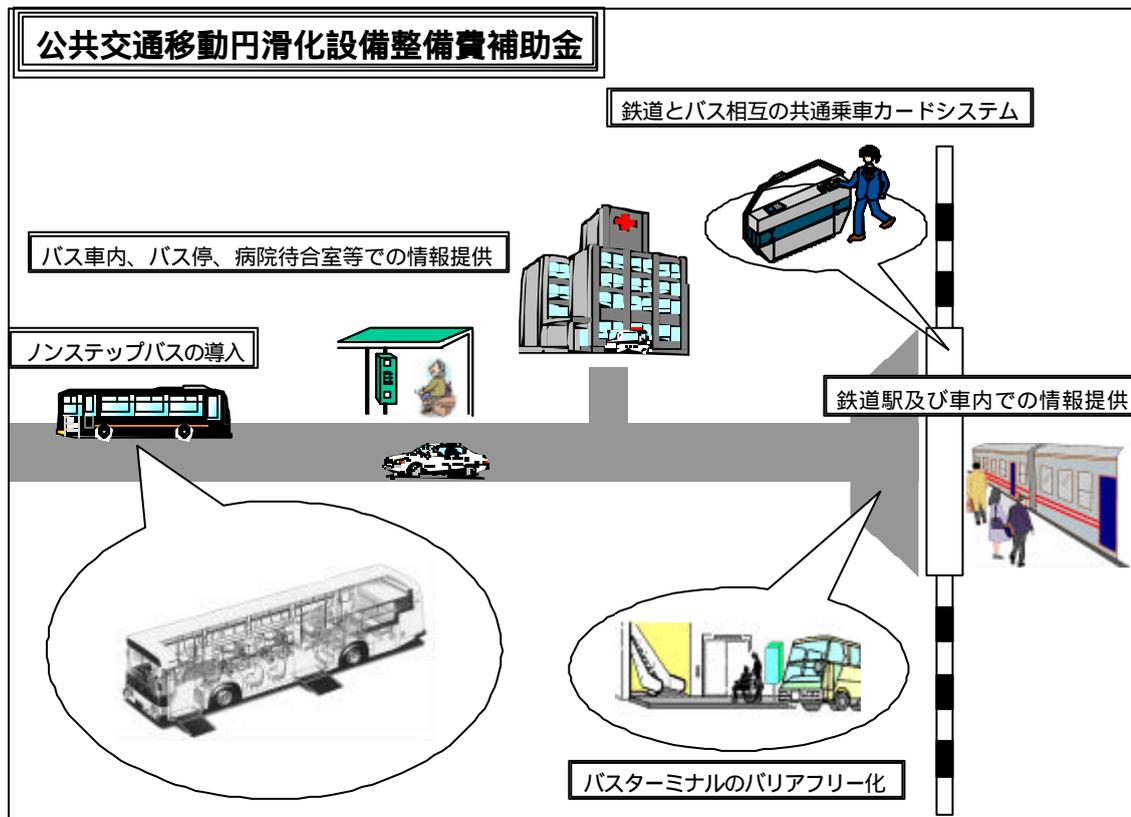
所得税・法人税：特別償却20%

適用期限：平成16年3月31日まで

バリアフリー施設整備に対する財政投融资

金利：政策

融資比率：50%



2. その他

「ノンステップバス標準仕様策定検討会」を設置し、ノンステップバスの標準的な仕様について検討。